

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年2月4日
【会社名】	株式会社神戸製鋼所
【英訳名】	Kobe Steel, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 川崎 博也
【本店の所在の場所】	神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号
【電話番号】	078(261)5198
【事務連絡者氏名】	経理部担当部長 山本 明宏
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川5丁目9番12号
【電話番号】	03(5739)7110
【事務連絡者氏名】	財務部長 岩崎 浩
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	一般募集 61,584,600,000円 オーバーアロットメントによる売出し 9,635,010,000円
	(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。
	2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所ですが、これらのうち主たる安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄3丁目8番20号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	385,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 1,000株

(注) 1 平成26年2月4日(火)開催の取締役会決議によります。

- 2 上記発行数は、平成26年2月4日(火)開催の取締役会において決議された公募による新株式発行に係る募集株式数470,831,000株及び公募による自己株式の処分に係る募集株式数103,919,000株の合計による募集株式総数574,750,000株の一部をなすものであります。本募集(以下「国内一般募集」という。)とは別に、海外市場(ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。)における募集(以下「海外募集」という。)が行われます。

なお、公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分に際しては、国内一般募集株数(新規発行株式の発行数)385,000,000株(新株式発行に係る国内一般募集株数281,081,000株及び自己株式の処分に係る国内一般募集株数103,919,000株)及び海外募集株数189,750,000株(海外引受会社の買取引受けの対象株数165,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数24,750,000株)を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、後記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載の発行価格等決定日に決定されます。

海外募集等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 海外市場における当社普通株式の募集について」をご参照下さい。

- 3 国内一般募集のうち自己株式の処分に係る募集は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
- 4 国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から57,750,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

- 5 公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分とは別に、平成26年2月4日(火)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式57,750,000株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 6 国内一般募集及び海外募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

- 7 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

平成26年2月19日(水)から平成26年2月25日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で国内一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、国内一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

### (1)【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額 (円)	資本組入額の総額 (円)
株主割当		-	-	-
その他の者に対する割当		-	-	-
一般募集	新株式発行	281,081,000株	44,961,716,760	12,984,312,572
	自己株式の処分	103,919,000株	16,622,883,240	-
計(総発行株式)		385,000,000株	61,584,600,000	12,984,312,572

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。なお、国内一般募集における自己株式の処分に係る払込金額の総額は資本組入れされません。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	1,000株	自 平成26年 2月26日(水) 至 平成26年 2月27日(木) (注)3	1株につき 発行価格と 同一の金額	平成26年3月4日(火) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成26年2月19日(水)から平成26年2月25日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、国内一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を国内一般募集における新株式発行に係る発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内一般募集株数)、新株式発行に係る国内一般募集株数、自己株式の処分に係る国内一般募集株数、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、国内一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、国内一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.kobelco.co.jp/ir/whatsnew/index.html>)(以下「新聞等」という。)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成26年2月13日(木)から平成26年2月25日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成26年2月19日(水)から平成26年2月25日(火)までを予定しております。

したがいまして、

発行価格等決定日が平成26年2月19日(水)の場合、申込期間は「自 平成26年2月20日(木) 至 平成26年2月21日(金)」、払込期日は「平成26年2月26日(水)」

発行価格等決定日が平成26年2月20日(木)の場合、申込期間は「自 平成26年2月21日(金) 至 平成26年2月24日(月)」、払込期日は「平成26年2月27日(木)」

発行価格等決定日が平成26年2月21日(金)の場合、申込期間は「自 平成26年2月24日(月) 至 平成26年2月25日(火)」、払込期日は「平成26年2月28日(金)」

発行価格等決定日が平成26年2月24日(月)の場合、申込期間は「自 平成26年2月25日(火) 至 平成26年2月26日(水)」、払込期日は「平成26年3月3日(月)」

発行価格等決定日が平成26年2月25日(火)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、

となりますのでご注意ください。

- 4 国内一般募集の共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーはみずほ証券株式会社、S M B C日興証券株式会社、野村證券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社であります。
- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金にそれぞれ振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成26年2月19日(水)の場合、受渡期日は「平成26年2月27日(木)」

発行価格等決定日が平成26年2月20日(木)の場合、受渡期日は「平成26年2月28日(金)」

発行価格等決定日が平成26年2月21日(金)の場合、受渡期日は「平成26年3月3日(月)」

発行価格等決定日が平成26年2月24日(月)の場合、受渡期日は「平成26年3月4日(火)」

発行価格等決定日が平成26年2月25日(火)の場合、受渡期日は「平成26年3月5日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

### (3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

### (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 内幸町営業部	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号
株式会社三菱東京UFJ銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
株式会社三井住友銀行 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

## 3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金及び自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額をそれぞれ払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、国内一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号		
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
計	-	385,000,000株	-

(注) 引受株式数及び引受株式数の合計数(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
61,584,600,000	247,000,000	61,337,600,000

- (注) 1 払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、国内一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る、それぞれの合計額であります。
- 2 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、「発行諸費用の概算額」には消費税等は含まれておりません。
- 3 払込金額の総額(発行価額の総額の合計額)は、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額61,337,600,000円については、国内一般募集と同日付をもって取締役会で決議された海外募集の手取概算額上限30,027,410,000円及び本件第三者割当増資の手取概算額上限9,200,690,000円を合わせた手取概算額合計上限100,565,700,000円について、平成28年度末までに、860億円を「鉄鋼事業の収益力強化」と「鋼材事業の構造改革」に係る設備投資資金に、132億円を鉄鋼事業及びアルミ・銅事業における自動車分野での設備投資資金及び投資資金に、残額を長期借入金の返済に充当する予定です。

当社グループでは、平成25年5月に策定した「2013-2015年度グループ中期経営計画」において、平成25年度からの3年間を「経営基盤の再構築」の期間であるとともに、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」を打つ期間と位置付けております。その具体的な取組みとして、「鉄鋼事業の収益力強化」のために、新溶銑処理工場、高効率自家発電設備(2GTCC)、厚板加速冷却設備等のコスト競争力強化のための設備投資を進めています。また、中長期的には、さらに競争が激化することが予想される中、もう一段の競争力強化のために、「鋼材事業の構造改革」を意思決定いたしました。神戸製鋼所の高炉をはじめとした上工程設備を休止して加古川製鉄所に集約し、加古川製鉄所において最新鋭のブルーム連続鑄造設備と溶鋼処理設備を新設、分塊圧延機を能力増強し、主力品種である特殊鋼線材・棒鋼の競争力を強化してまいります。加えて、成長市場の需要取り込みに向けて、軽量化ニーズが高まりつつある自動車分野におけるグローバル供給体制の構築を目指しております。今回の調達資金は、これらの施策に充当することを企図しております。(当社グループの中期経営計画における施策については「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 1 対処すべき課題」をご参照下さい。)

なお、当社グループの鉄鋼事業の収益力強化に係る設備投資並びにアルミ・銅事業における自動車分野での設備投資の主要な計画は、本有価証券届出書提出日(平成26年2月4日)現在(ただし、投資予定金額の既支払額については平成25年12月末現在)、以下のとおりとなっております。

会社名 事業所名	セグメント	設備等の内容	投資予定金額(注1)		資金調達方法	工期	
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着工	完成(注2)
当社 加古川製鉄所 神戸製鉄所	鉄鋼事業部門	「鉄鋼事業の収益力強化」(新溶銑処理工場、高効率自家発電設備(2GTCC)、厚板加速冷却設備)と「鋼材事業の構造改革」に係る設備	118,550	11,928	増資資金、自己資金、借入金等	平成23年 4月	平成29年 11月
神鋼汽車 鋼材(天津) 有限公司	アルミ・銅 事業部門	自動車パネル材製造工場	12,600(注3,4)	-		平成25年 9月	平成28年 4月
合計	-	-	131,150	11,928	-	-	-

(注) 1 金額には消費税等は含んでおりません。

2 完成後の増加能力等につきましては、算定が困難であるため記載しておりません。

3 投資予定額については、予算上の為替レート(1元=16.5円)で算出しておりますので、為替の変動等により、今後の投資予定額に変更もあり得ます。

4 アルミ・銅事業における自動車分野での設備投資については、中国における事業統括会社である神鋼投資有限公司への投資を通じて行います。

また、鉄鋼事業部門における自動車分野での主要な投資に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期は以下のとおりとなっております。

内容	金額(百万円)	支出予定時期
鉄鋼事業部門における自動車用冷延ハイテンの製造・販売に関する合弁会社(鞍鋼神鋼冷延高張力自動車鋼板有限公司)への投資	5,700(注1,2)	平成26年6月

(注) 1 金額については、予算上の為替レート(1円=16.5円)で算出しておりますので、為替の変動等により、今後の金額に変更もあり得ます。

2 本投資については、中国における事業統括会社である神鋼投資有限公司への投資を通じて行います。

3 当該投資資金は上記合弁会社において、自動車用冷延ハイテンの製造設備等への投資に充当する予定です。

## 第2【売出要項】

### 1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	57,750,000株	9,635,010,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社

(注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から57,750,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(国内一般募集株数)、新株式発行に係る国内一般募集株数、自己株式の処分に係る国内一般募集株数、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、国内一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、国内一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.kobelco.co.jp/ir/whatsnew/index.html>)(新聞等)で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成26年1月27日(月)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。



## 2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及 び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注)1	自 平成26年2月26日(水) 至 平成26年2月27日(木) (注)1	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	みずほ証券株 式会社及びそ の委託販売先 の金融商品取 引業者の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成26年3月5日(水)( )であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### 1 海外市場における当社普通株式の募集について

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しと同時に、海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限る。）における募集（海外募集）が、Nomura International plc、Morgan Stanley & Co. International plc、Goldman Sachs International、Mizuho International plc及びSMBC Nikko Capital Markets Limitedを共同主幹事引受会社兼ジョイント・ブックランナーとする海外引受会社（以下「海外引受会社」という。）の総額個別買取引受けにより行われます。また、当社は海外引受会社に対して追加的に発行する当社普通株式を買取る権利を付与します。

公募による新株式発行及び公募による自己株式の処分の募集株式総数は574,750,000株であり、国内一般募集株数（新規発行株式の発行数）385,000,000株及び海外募集株数189,750,000株（海外引受会社の買取引受けの対象株数165,000,000株及び海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数24,750,000株）を目処に募集を行います。その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で発行価格等決定日に決定されます。

国内一般募集、海外募集及びオーバーアロットメントによる売出しのジョイント・グローバル・コーディネーターは、みずほ証券株式会社及び野村證券株式会社であります。

なお、海外募集にあたり、海外の投資家向けに英文目論見書を作成しておりますが、その様式及び内容（連結財務書類を含む。）は本書と同一ではありません。

### 2 ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による承諾を受けることなく、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行並びに平成25年6月26日開催の当社定時株主総会において承認された「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」に基づく新株予約権の無償割当てによる発行、当該無償割当てにより発行された新株予約権の行使による当社普通株式の交付及び当該新株予約権の当社による取得に際して当該新株予約権の保有者に対して行われる当社普通株式の交付等を除く。）を行わない旨を合意しております。

ジョイント・グローバル・コーディネーターは、ロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

### 3 オーバーアロットメントによる売出し等について

国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から57,750,000株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、57,750,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われなない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成26年2月4日（火）開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式57,750,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成26年3月19日（水）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成26年3月12日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資にお

る発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

みずほ証券株式会社が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、みずほ証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

なお、上記記載の取引に関して、みずほ証券株式会社は他の国内一般募集の共同主幹事会社兼ジョイント・ブックランナーと協議の上、これらを行います。

(注) 1 本件第三者割当増資の内容は以下のとおりであります。

- |                      |   |
|----------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数       | 当社普通株式 57,750,000株  |
| (2) 払込金額の決定方法        | 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は国内一般募集における発行価格と同一とする。   |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 割当先              | みずほ証券株式会社   |
| (5) 申込期間(申込期日)       | 平成26年3月18日(火)   |
| (6) 払込期日             | 平成26年3月19日(水)   |
| (7) 申込株数単位           | 1,000株  |

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成26年2月19日(水)の場合、「平成26年2月22日(土)から平成26年3月12日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月20日(木)の場合、「平成26年2月25日(火)から平成26年3月12日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月21日(金)の場合、「平成26年2月26日(水)から平成26年3月12日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月24日(月)の場合、「平成26年2月27日(木)から平成26年3月12日(水)までの間」

発行価格等決定日が平成26年2月25日(火)の場合、「平成26年2月28日(金)から平成26年3月12日(水)までの間」

となります。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

特に新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。
- ・表紙裏に、以下の内容を記載いたします。

### 1. 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令(以下「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書又は臨時報告書が公衆の縦覧に供された日のうち最も早い日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書又は当該臨時報告書の訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間(\*1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(\*2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(\*2)に係る有価証券の借入れ(\*3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

\*1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成26年2月5日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書又は臨時報告書の訂正報告書が提出され、当該訂正届出書又は当該訂正報告書が公衆の縦覧に供された時のうち最も早い時までの間となります。かかる有価証券届出書の訂正届出書及び臨時報告書の訂正報告書は、平成26年2月19日から平成26年2月25日までの間のいずれかの同一の日に提出されます。なお、上記臨時報告書及びその訂正報告書は、この目論見書により行う株式の募集及び売出しと同時に決議された海外市場における株式の募集に関し提出されるものです。

\*2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

\*3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

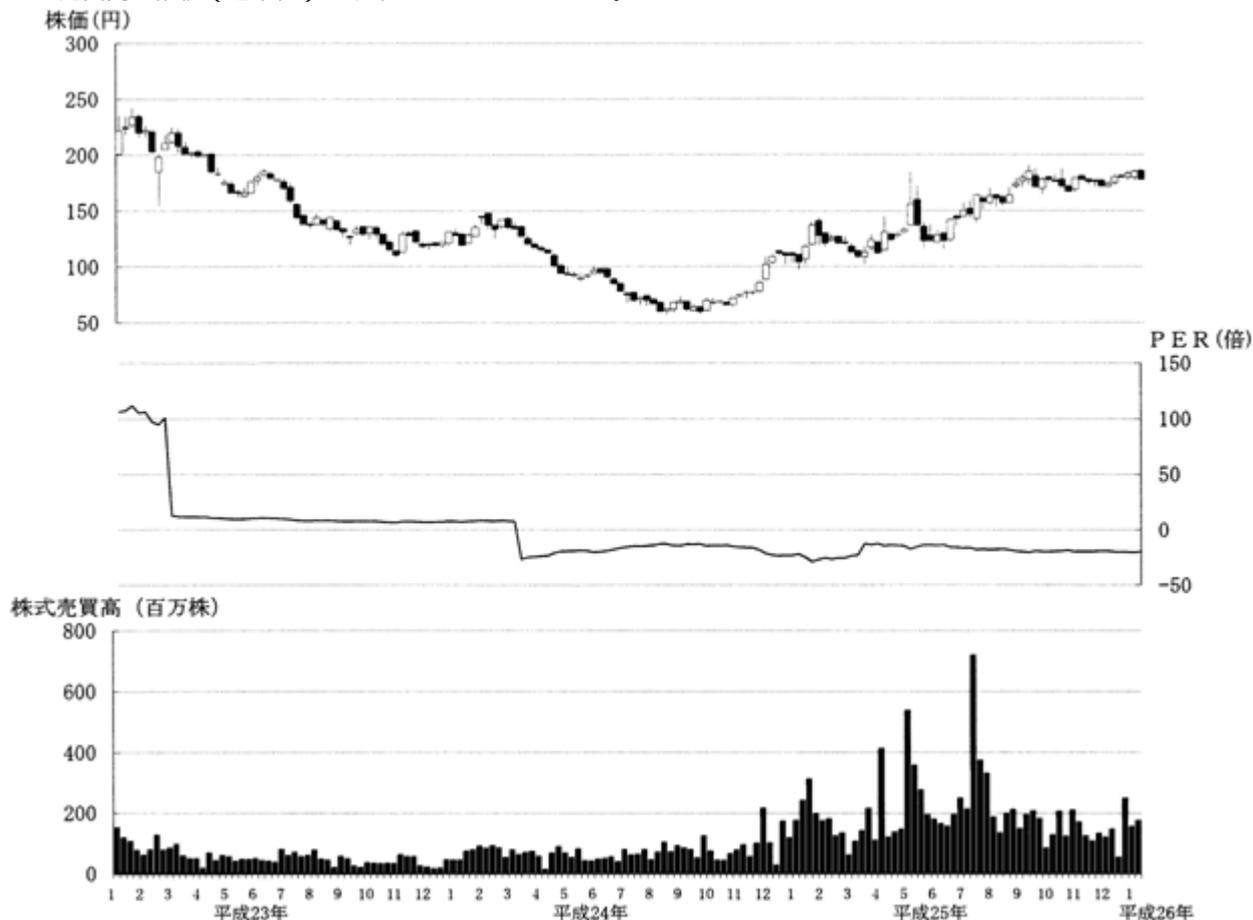
2. 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（新規発行株式の発行数（国内一般募集株数）、新株式発行に係る国内一般募集株数、自己株式の処分に係る国内一般募集株数、海外募集株数、海外引受会社の買取引受けの対象株数、海外引受会社に付与する追加的に発行する当社普通株式を買取る権利の対象株数、国内一般募集における新株式発行に係る発行価額の総額、国内一般募集における自己株式の処分に係る発行価額の総額、発行価額の総額の合計額、資本組入額の総額、発行諸費用の概算額、差引手取概算額、海外募集の手取概算額上限、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕<http://www.kobelco.co.jp/ir/whatsnew/index.html>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。

- ・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

## 1【株価、P E R及び株式売買高の推移】

平成23年1月31日から平成26年1月24日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。  
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。  
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純損益}}$$

平成23年1月31日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

平成25年4月1日から平成26年1月24日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純損失を使用。

(平成24年3月期及び平成25年3月期は1株当たり当期純損失を計上しているため、P E Rはマイナスとなっております。)

## 2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年8月4日から平成26年1月27日までの間における当社普通株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第160期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月26日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年7月31日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第2四半期（自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日）平成25年11月7日関東財務局長に提出

#### 4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第161期第3四半期（自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日）平成26年2月4日関東財務局長に提出

#### 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月28日に関東財務局長に提出

#### 6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成26年2月4日に関東財務局長に提出

（注） なお、発行価格等決定日に本6の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。



## 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。以下の内容は当該「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成26年2月4日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 1 対処すべき課題

当社グループは、平成22年4月に中長期の経営指針として「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』～新しい価値の創造とグローバルな成長を目指して～」を策定し、その実現に向けて取り組んでまいりました。

この間、国内外での大きな自然災害や海外経済の変調、為替水準の急激な変動など、当社グループを取り巻く外部環境には様々な変化が生じました。足下、円高の是正など、外部環境は好転しているものの、依然として、先行きへの不透明感は拭えません。当社グループにおいては、とりわけ鋼材事業で、市場におけるコスト競争力の低下に加え、中国、韓国の生産能力増強による供給過剰を背景とした海外市況の低迷などの影響により、収益力が低下しております。

このような状況の下、平成25年5月に策定した中期経営計画において、平成25年度からの3年間を「経営基盤の再構築」の期間と位置付けるとともに、平成28年度以降の中長期を見通して、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」を打つ期間とし、中長期経営ビジョンの実現に向けた取組みを進めております。

「経営基盤の再構築」については、以下の取組みに注力しております。

#### < 鉄鋼事業の収益力強化 >

鉄鋼事業部門を安定収益体質にすることは、当社グループにとって最大かつ喫緊の課題です。生産現場レベルでのコスト削減、安価品調達などによる原料コスト削減、固定費削減などあらゆるコスト削減策を実現し、収益力の早期回復を図ります。加えて、加古川製鉄所における新溶鉄予備処理設備や高効率自家発電設備、厚板加速冷却設備の改造などの投資効果を着実に取り込むとともに、品種構成改善や拡販により安定的な収益体質の構築を進めてまいります。

#### < 成長分野・地域での販売量の確保 >

中長期経営ビジョンの策定以降、自動車ハイテン鋼板の設備新設（北米）、自動車高級弁ばね用鋼線製造の拠点設立（中国）、アルミ鍛造部品製造の拠点設立・増強（中国、北米）、非汎用圧縮機メーカーへの資本参加（中国）など、海外拠点の拡充を進めてまいりました。これらを最大限に活用し、自動車、資源・環境、エネルギー、インフラといった成長分野と、新興国や北米などの成長地域において、オンリーワン製品や技術、サービスを中心として、最大販売量の確保に取り組んでまいります。

#### < 体質強化活動 >

平成24年10月に設置した「体質強化委員会」において、「人事/労務」、「固定費」、「調達コスト」、「工場/ものづくり」の4つのテーマでコスト削減を目指した活動に取り組んでおります。これらの活動を通じて全社的な固定費や調達コスト、品質失敗コストの削減を進めてまいります。

#### < 財務体質の改善 >

鉄鋼事業部門の収益安定化やその他事業部門の収益改善とは別に、在庫圧縮や債権流動化・資産売却などによるキャッシュの創出に加え、投融資案件の厳選によって、財務体質の改善を図ってまいります。

これらの重点課題以外にも、中長期経営ビジョンの基本方針であるものづくり力の強化や、人材育成、技術開発の強化を引き続き推進し、経営基盤の強化を図ってまいります。

また、「収益の『安定』と事業の『成長』に向けた布石」については、以下の取組みに注力してまいります。

< 鋼材事業の構造改革 >

鋼材事業の中長期の事業環境は、自動車を中心とした製造業の海外移転などにより、鋼材内需が漸減する可能性が高く、東アジアで新製鉄所の稼働が予定されていることから、今後さらに競争が激化するなど、厳しい事業環境が継続することが予想されます。

このような状況の下、鋼材事業においてはもう一段の競争力強化が必要であり、平成29年度を目処に神戸製鉄所の高炉をはじめとした上工程設備を休止し、加古川製鉄所に集約する「鋼材事業の構造改革」を意思決定いたしました。

この集約による加古川製鉄所の稼働率の向上と固定費の削減により、大幅なコスト低減を図ります。また、加古川製鉄所において、最新鋭のブルーム連続鑄造設備と溶鋼処理設備を新設、分塊圧延機を能力増強し、主力品種である特殊鋼線材・棒鋼の競争力を強化してまいります。

< 機械系事業の戦略的な拡大 >

伸長が期待される海外需要を確実に捕捉していく取組みは既に進めておりますが、引き続き圧縮機事業や建設機械事業などにおいて、国内外の拠点を整備し、グローバルな成長戦略を強化します。また、多様な技術を有する当社グループの強みを活かし、グループ横断のプロジェクトにより技術融合を行ない、水素ステーション向け製品の開発やバイナリー発電など、新たな製品や事業の拡大を進めてまいります。

< 電力供給事業の拡大 >

神戸製鉄所の石炭火力発電所や加古川製鉄所のガスタービン・コンバインド・サイクルによる自家発電設備などの建設と操業で培ったノウハウを活かし、将来を見通した安定収益基盤として、電力供給事業の拡大を、様々な選択肢を視野に入れながら進めてまいります。

平成24年度より、栃木県真岡市においてガス火力発電所の建設の検討を開始し、環境アセスメント手続きに着手しております。平成31年から平成33年頃の稼働を目標に、確実な受注を目指します。なお、「鋼材事業の構造改革」によって生じる神戸製鉄所の高炉跡地の活用策としても、電力供給事業の可能性を検討してまいります。

このように、当社グループは、平成25年度からの3年間の中期期間において、鉄鋼事業の収益力強化、体質強化活動、財務体質の改善などによって経営基盤を再構築するとともに、平成28年度以降の中長期を見据えた布石を着実に打ち、将来の「収益の『安定』と事業の『成長』」を目指してまいります。

また、中長期的には、「素材系事業と機械系事業の2本柱に加え、電力供給事業を安定収益基盤とした独自の複合経営」をより強化し、中長期経営ビジョンの実現を目指してまいります。

セグメント毎の取組みについては、以下のとおりです。

[ 鉄鋼事業部門 ]

独自性を最大限活かした競争力ある技術・製品を提供する事業へ

- ・設備投資効果やあらゆるコスト削減策の積上げによる収益力の早期回復
- ・特殊鋼線材の現地調達ニーズへの対応強化、エネルギー分野向け厚板の拡販、自動車ハイテン鋼板のグローバル供給体制の確立(日本、北米、中国)などによる最大販売量確保
- ・航空機分野などでのチタン事業の強化

[ 溶接事業部門 ]

世界で最も信頼される溶接ソリューション企業へ

- ・国内事業の競争力の強化(最適な生産体制へのシフト)
- ・アセアン地域やエネルギー、海洋構造物分野での最大拡販による海外事業の安定収益の確保
- ・溶接ソリューション開発の推進

[ アルミ・銅事業部門 ]

業界トップクラスの収益力を有する事業体へ

- ・自動車アルミパネル材のグローバル供給体制の確立（日本、中国、（北米も検討））
- ・自動車サスペンション用アルミ鍛造部品の生産拠点の能力増強による日米中三極体制の強化
- ・銅板事業における自動車端子用合金の拡販

[ 機械事業部門 ]

日本拠点を核とし、アジア、北米・南米、欧州へのグローバル化を加速

- ・圧縮機を中心にしたグローバル展開の推進
- ・グループ全体としてのものづくり力の強化

[ エンジニアリング事業部門 ]

特徴ある技術を活かして社会に貢献する高収益事業へ

- ・ミドレックス直接還元製鉄プロセスの強化と最大受注量の確保
- ・震災復興案件への貢献
- ・ミネソタITmk3の早期安定稼働と次期案件の構築

[ 神鋼環境ソリューション ]

環境・エネルギー分野で、特色あるプロセス・ハード/サービスを提供する存在感のあるグローバル企業へ

- ・国内事業基盤の強化
- ・水処理ビジネスを中心に伸長するアセアン地域などで提案型ビジネスの展開

[ コベルコ建機 ]

事業環境の変化に追従できる柔軟で強靱な事業体へ

- ・欧米市場（旧C N Hテリトリー）での流通網の再構築とグローバルブランドの確立
- ・日本、中国、東南アジア、インドに加えて北米での生産拠点の設立検討
- ・中国の需要動向に左右されないバランスのよい強靱な事業構造の確立
- ・グローバルエンジニアリングセンターの活用による設計・開発力・ものづくり力・サプライチェーンの強化、国内生産体制の強化

[ コベルコクレーン ]

クローラクレーンの世界トップメーカーへ

- ・コストダウンの確実な実行とものづくり改革による製造面でのムダの徹底排除
- ・震災復興案件への貢献や北米・東南アジアにおける販売台数最大化

## <中長期経営ビジョン>

中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』とは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術をさらに融合することにより、

- ・グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループは、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底した上で、以下の基本方針の下、様々な事業を展開しております。

『KOBELCO VISION“G”』の基本方針

- ( ) オンリーワンの徹底的な追求
- ( ) 「ものづくり力」の更なる強化
- ( ) 成長市場への進出深化
- ( ) グループ総合力の発揮
- ( ) 社会への貢献

なお、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(「会社支配に関する基本方針」)は以下のとおりであります。

### 1. 基本方針の内容

当社は上場会社として、株式の自由な取引のなかで、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する形であれば、支配権の移動を伴う大規模な株式買付行為であっても、当然是認されるべきであると考えております。

しかしながら、一方、昨今のわが国の資本市場においては、株主・投資家などに十分な情報開示が行なわれることなく、突如として株式等の大規模買付けが行なわれる事例が少なからず見受けられます。こうした大規模な株式買付行為および提案の中には、当社に回復し難い損害をもたらすおそれのあるものを内容として含むものや、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かを検討するのに必要な情報と時間を提供しないものも想定されます。このような行為は、いずれも当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのあるものです。

特に、当社は素材関連や機械関連など様々な事業を行なっており、事業の裾野が広い分、多様なステークホルダーや、様々な事業により生み出されるシナジーが存在しますが、これら全てが当社独自の企業価値の源泉であると考えております。そして、これらのステークホルダーとの関係および事業間のシナジーについて十分な理解のない大規模買付者が当社の財務および事業の方針の決定を支配した場合には、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益が毀損される可能性もあります。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を向上させる上で必要不可欠な、当社の経営理念、企業価値を生み出す源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係などを十分に理解し、その結果として当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。これに反して、上述のような大規模な株式買付行為および提案を行なう者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

当社をとりまく事業環境をみると、国際的な競争激化の中、企業買収は依然として活発な状況にあり、当社の経営方針に影響を与えるような当社株式の大規模な買付行為が将来行なわれる可能性は否定できません。

一方、こうした大規模買付行為の際に利用される公開買付制度については、少なくとも現在の制度に基づく限り、株主が大規模買付行為の是非を判断するための情報と検討期間が十分に確保できない場合もありえるといわざるをえません。

すなわち、国内外で行なわれている大型のM&A案件を見ると、友好的に行なわれる場合であっても、合意に至るまでに半年を超えて交渉を行なう事例も少なくありません。企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するためには、経営陣との事前の合意無く行なわれる大規模買付行為においても、友好的に行なわれるのと同等の情報開示と評価検討期間が確保されることが必要であり、これを確保するための手続きが、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者を株主が選ぶにあたって必要であると当社は考えます。

以上を考慮した結果、当社といたしましては、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供することを大規模買付者に求め、株主の皆様および当社取締役会のための一定の検討評価期間が経過した後にのみ当該大規模買付行為を開始するというルールを設定する必要があると考えております。

### 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 「中長期経営ビジョン」による企業価値向上への取組み

当社グループは、平成22年4月に神戸製鋼グループ「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』」を策定し、現在、この実現に向け取り組んでおります。

「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』」とは、多様な素材系、機械系のビジネスで培った神戸製鋼グループならではの知識・技術をさらに融合することにより、

- ・グローバル市場において存在感のある企業グループ
- ・安定収益体質と強固な財務基盤を備え持つ企業グループ
- ・株主・取引先・従業員・社会と共栄する企業グループ

の3つを5年～10年後の神戸製鋼グループ像として目指すものです。当社グループは、安全・コンプライアンスへの取組みを徹底した上で、以下の基本方針の下、様々な事業を展開しております。

『KOBELCO VISION“G”』の基本方針

- ( ) オンリーワンの徹底的な追及
- ( ) 「ものづくり力」の更なる強化
- ( ) 成長市場への進出深化
- ( ) グループ総合力の発揮
- ( ) 社会への貢献

「中長期経営ビジョン『KOBELCO VISION“G”』」の内容の詳細は、当社ホームページ

(<http://www.kobelco.co.jp>) プレスリリース欄 平成22年4月14日付「神戸製鋼グループ『中長期経営ビジョン』」をご覧ください。

(2) コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上への取組み

当社は、内部統制システムに基づき、コーポレート・ガバナンス(企業統治)の充実と、万全なコンプライアンス体制の確立に全力を挙げ、企業価値の向上に取り組んでおります。

3. 会社支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

平成25年6月26日開催の定時株主総会において、不適切な者によって当社の財務および事業の方針が決定されることを防止するための取組みとして、次のプラン(以下、「本プラン」といいます。)のご承認をいただきました。

<本プランの概要>

本プランは当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、以下の手順を定めております。

(1) 本プランの趣旨

当社株券等の持株割合が15パーセント以上となる当社株券等に対する大規模買付行為が行なわれる場合に、株主の皆様がこのような買付行為を受け入れるか否かを検討するために必要かつ十分な情報を事前に提供することを大規模買付者に求めるとともに、提供された情報に基づき、当社取締役会が当該大規模買付行為について検討評価を行なうための期間を設け、かかる期間が経過するまで大規模買付行為が開始されないようにすることを定めたものです。

(2) 独立委員会の設置

当社取締役会の恣意的な判断を防止し、本プランに則った手続きの客観性、公正性、合理性を担保するため、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は、3名以上とし、社外の弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者等及び社外の経営者と社外取締役によって構成いたします。

(3) 必要情報の提供

大規模買付者の提案が企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものか否かについて判断するため、大規模買付者に対し、株式取得の目的、買付対価の算定根拠、買付資金の裏付け、株式取得後の経営方針等について、情報提供を求めます。

ただし、提供される情報は、株主並びに当社取締役会および独立委員会が大規模買付行為の是非を適切に判断するために必要かつ十分な範囲に限定されるものとし、独立委員会は、大規模買付者に延々と情報提供を求めるなどの濫用的な運用は行ないません。

(4) 検討評価

独立委員会が大規模買付行為の是非を判断するのに必要かつ十分な情報提供を受けたと判断した旨を開示した日から、円貨の現金のみとする全部買付けの場合は60日間、これ以外の場合は90日間を当社取締役会および独立委員会の検討評価期間として確保いたします。

独立委員会は、この間、大規模買付行為の妥当性や対抗措置の発動の是非等を判断し、その検討の結果を取締役に勧告いたします。

独立委員会が当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告をする場合には、当社社外取締役を務める委員のうち、少なくとも1名が賛成していることを必要とするものいたします。

検討評価期間は、独立委員会が必要と判断した場合、最大60日延長可能といたします。

(5) 大規模買付行為がなされたときの対応

独立委員会の勧告を最大限に尊重し、取締役会が以下の基準のもとで判断いたします。

- a. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守しない場合、原則として対抗措置を発動します。
- b. 大規模買付者が本プランの手続きを遵守した場合、取締役会は、仮に反対であっても、大規模買付行為に対する反対意見の表明や代替案の提示等を行なうにとどめ、原則として対抗措置はとりません。ただし、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすと認められる場合や当社の企業価値を著しく損なうと判断される場合には対抗措置をとることがあります。

(6) 対抗措置の内容

大規模買付者は行使することができないなどの条件を付した新株予約権の無償割当ての方法をとります。ただし、大規模買付者に新株予約権の対価として現金を交付する旨の取得条項を付することはできないものいたします。

(7) 有効期限

本プランの発効およびそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えるため、本プランについては当社第160回定時株主総会において株主の皆様のご意思を確認させていただきました。

本プランは同定時株主総会の終了後に開催された最初の取締役会の終了時に発効いたしました。本プランの有効期限は平成27年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会終了のときまでといたします。ただし、平成27年6月に開催予定の当社定時株主総会の終了後最初に開催される取締役会の開催日において、現に大規模買付行為がなされ、または本プランの手続きが既に開始されている場合には、当該行為への対応または本プランの運用のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。

また、本プランは、その有効期間中であっても、当社取締役会によりこれを廃止する旨の決議が行なわれた場合は、その時点で廃止されるものとします。

本プランの内容の詳細は、当社ホームページ（<http://www.kobelco.co.jp>） プレスリリース欄 平成25年4月26日付「当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」をご覧ください。

4. 経営者の取組みが会社支配に関する基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではないこと、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

当社グループにおける取組みは、会社支配に関する基本方針にいう「当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上」のための現在の経営者による取組みです。

当社の現在のコーポレート・ガバナンス(企業統治)体制およびその強化のための様々な取組みは、会社法の規律に基づき、取締役の職務執行に対する監督機能を確保し、経営の透明性を高め、もって企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する点で会社支配に関する基本方針に準拠するものです。

また、本プランは、「大規模買付行為に応じるか否かは、最終的には株主の皆様が判断する」という基本精神に基づき作成されております。本プランに定める手続きのいずれも、大規模買付行為に応じるか否かを当社株主の皆様が判断するために必要な情報を提供させるため、あるいは代替案の提示を受ける機会を株主の皆様には保障するための手段として採用されたものです。よって、本プランは、会社支配に関する基本方針の考え方に沿って設計されたものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効は、株主総会における当社株主の皆様の承認が条件となっております。また、有効期間が明確に規定されていることから、本プランの更新を株主総会の決議により承認しないことが可能です。加えて、本プランは、取締役会決議によりいつでも廃止が可能であることから、当社株主の皆様が本プランの維持により株主共同の利益を損なうこととなると判断する場合、取締役の選解任権を行使することにより、いつでも株主の皆様のご意思によって本プランを廃止することが可能となっております。このような仕組みにより、本プランが当社株主共同の利益を損なうことがないように配慮されております。

本プランに定める当社取締役会による対抗措置の発動は、かかる本プランの規定に従って行なわれます。さらに、当社取締役会が大規模買付行為の是非を検討評価し、対抗措置を発動するか否かを判断するにあたっては、外部専門家などの助言を得るとともに、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。このように、本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続きも盛り込まれています。以上から、本プランは当社役員の地位の維持を目的とするものでないと考えております。

## 2 事業等のリスク

### 1. 主要市場の経済状況等

当社グループの国内向け販売は、自動車、造船、電気機械、建築・土木、IT、飲料容器、産業機械などを主な需要分野としております。一方、当第3四半期連結累計期間の海外向け販売は全売上高の35.7%であり、最大の需要国である中国を含むアジア地域が、海外売上高の過半を占めております。

従って、当社グループの業績はこれらの需要分野の動向、需要地域における経済情勢等の影響を受けます。また、海外の各需要地域における政治・社会情勢、各地域における事業の監督や調整の困難さ、労働問題、関税、輸出入規制、通商・租税その他の法的規制の動向が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、各製品市場において、国内外の競合各社との厳しい競争状態にあり、競合各社による当社製品よりも高性能な製品開発や迅速な新製品の導入等、その状況次第では当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 2. 鋼材販売数量・価格の変動

当社グループの販売する鋼材の数量・価格は、国内外の需要分野の動向や国際的な鋼材需給・市況により影響を受けます。

国内鋼材販売の形態は、大きくは製品数量・規格等を直接需要家との間で取り決めて出荷する「紐付き」と、需要家が不特定の状態で出荷する「店売り」とに分かれますが、当社の場合ほとんどが「紐付き」であります。鋼材の需給状況が変動した場合、「店売り」価格の方がより敏感に連動するものの、最終的には「紐付き」価格も影響を受けることとなります。また、鋼材販売数量の概ね30%を占める輸出鋼材の販売数量・価格についても、各需要地域における鋼材需給等により影響を受けます。

これらの鋼材販売数量・価格の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

### 3. 原材料等の価格変動等

当社グループが調達している鉄鉱石、石炭、合金鉄・非鉄金属、スクラップ等の鉄鋼原料価格及びそれらの輸送に関わる海上運賃等は、国際的な市況、為替相場、法規制、自然災害、政治情勢等により影響を受けます。特に、鉄鉱石及び石炭については、原産国や供給者が世界的にも限られていることから、需給動向が国際市況に与える影響が大きくなる傾向があります。これらの価格・運賃の変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

また、アルミ・銅事業におきましては、アルミ・銅の地金価格の変動は基本にお客様に転嫁する仕組みとなっております。しかしながら、地金価格の市況が短期間に大きく変動した場合には、会計上の在庫評価影響などによって、当社グループの業績に一時的に影響が生じる可能性があります。

さらに、当社グループは、耐火物等の副資材、設備投資関連資材、及び電装品、油圧機器、内燃機器等の資機材を外部調達しており、これら資機材の価格変動が、当社グループの業績に影響を及ぼします。

加えて、上記原材料やこれらの資機材等の調達先との取引関係に重大な変更があった場合にも、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 環境規制等の影響

鉄鋼、アルミ・銅事業部門を中心に、その生産活動の過程において廃棄物、副産物等が発生します。当社グループでは、国内外の法規制に則った適切な対応に努めておりますが、関連法規制の強化等によって、過去に売却した工場跡地等であっても土壤汚染の浄化のための費用が発生するなど、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後二酸化炭素等の排出に関連して数量規制や税の賦課が導入された場合には、鉄鋼事業部門を中心に当社グループの事業活動が制約を受け、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 5. 事故、災害等による操業への影響

当社グループの生産設備の中には、鉄鋼事業部門の高炉、転炉など高温、高圧での操業を行なっている設備があります。また、高熱の生産物、化学薬品等を取り扱っている事業所もあります。対人・対物を問わず、事故の防止対策には万全を期しておりますが、万一重大な事故が発生した場合には、当社グループの生産活動に支障をきたし、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、国内外の製造拠点等において、大規模地震や台風等の自然災害、新型インフルエンザ等の感染症、その他当社グループの制御不能な事態により操業に支障が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 6. 訴訟等のリスク

当社グループは、国内、海外において多岐にわたる分野で事業活動を行なっており、その遂行にあたっては、法令その他の社会規範を遵守し、公正で健全な企業活動を行なうことを指針としております。しかしながら、当社子会社が国土交通大臣認定を受けて製造・販売する建築用ボルトのうち、認定条件を逸脱した製造条件により製造されたものに起因する取引先からの賠償請求など、当社グループ各社及び従業員が、製造物責任法や知的財産権の問題等で訴訟を提起され若しくはその他のクレームを受ける可能性や、法令違反等を理由として罰金等を課される可能性があり、その結果によっては、当社グループの業績や社会的信用力に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの技術・ノウハウを知的財産権等を通じて法的に保護できない場合にも、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。



## 7. 財務リスク

### 為替レートの変動

当社グループの外貨建取引は主として米ドル建で行なわれており、当第3四半期連結累計期間におけるドル収支は輸入超過であります。当社グループは、短期的な対応として為替予約等を実施しておりますが、変動リスクを完全に排除することは困難であり、為替レートの変動は、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 金利率の変動等

当第3四半期連結累計期間における当社グループの外部負債残高は8,090億円（I P Pプロジェクトファイナンスを含めると8,544億円）であります。これらの負債及び新規の借入金・社債等に関し、金融情勢の変化等による金利率及びその他の条件の変動等が、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### たな卸資産の価値下落

当社グループが保有しているたな卸資産について、収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

### 投資有価証券の価値変動等

当社グループが保有する投資有価証券の当第3四半期連結累計期間の連結貸借対照表計上額は2,002億円であります。上場株式の株価変動などに伴う投資有価証券の価値変動は、当社グループの業績に影響を及ぼします。

加えて、年金資産を構成する上場株式の株価変動により、退職給付会計における数値計算上の差異が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### 繰延税金資産の計上

当社グループでは繰延税金資産について、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を判断して計上しております。しかしながら、今後将来の課税所得の見積り等に大きな変動が生じた場合には、繰延税金資産の取崩しが発生し、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

### 固定資産の価値下落

当社グループが保有している固定資産について、時価の下落・収益性の低下等に伴い資産価値が低下した場合は、当社グループの業績に影響が生じる可能性があります。

## 8. 中期経営計画の実現

当社グループは平成25年5月に中期経営計画を発表しておりますが、成長分野・地域として掲げた分野・地域の市況や為替レートの状況等、中期経営計画の前提条件が想定と異なる場合や当該差異により予定どおり中期経営計画を遂行できない場合、当社グループは、鉄鋼事業の収益力強化、機械系事業の戦略的な拡大や電力供給事業の拡大といった中期経営計画の取り組みが実現できない可能性があります。また、当社グループは、海外企業との業務提携やジョイントベンチャーを進めていますが、製品開発・サービス提供が困難を伴うことや、当初予定していたシナジー効果が実現されないこと等、これらの業務提携等が上手くいかない又は想定していた将来の事業機会を得ることができない可能性があります。

なお、四半期報告書提出日（平成26年2月4日）現在では予測できない上記以外の事象の発生により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を受ける可能性があります。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社神戸製鋼所 本店  
(神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番4号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

なお、参照書類のうち、株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前に提出されたものにつきましては、上記に加え、以下においても縦覧に供されております。

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

### 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

### 第五部【特別情報】

該当事項はありません。